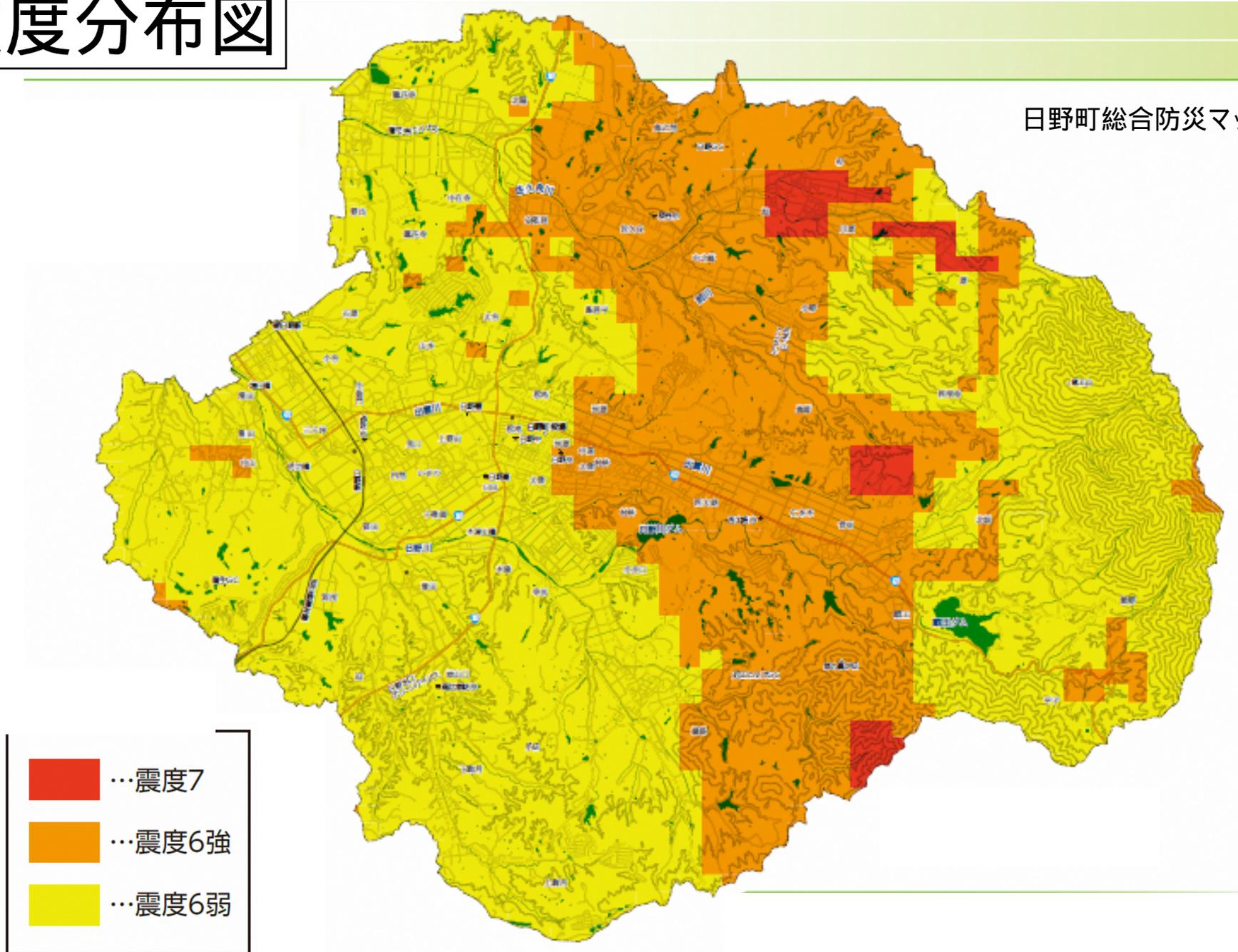


# 震度分布図

日野町総合防災マップP8～9



日野町地域防災計画（地震災害対策・風水害対策編） P66

第2編：災害予防計画 第2章：防災体制の確立 第5節：避難対策 第2：避難場所、指定避難所、避難路

予防に努めるとともに、ペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に連絡体制や指定避難所の開設等に関する役割分担等を定めるよう努める。

(1) 指定避難所の条件

- ① 耐震性のある建築物（天井落下防止対策、非構造部分の補強、既存不適格部分の改修等建築物全体の耐震化を推進する。）
- ② 被災者の収容可能に必要な面積の確保（各施設における収容人員は、有効面積に対して1人2㎡以上とする。ただし、感染症がまん延するおそれがある場合においては、国及び滋賀県による避難所運営ガイドラインによる。）
- ③ 電話、防災行政無線、ファックス、テレビ、パソコン等の設備の整備
- ④ 非常用電源（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む）の整備
- ⑤ トイレ（仮設トイレを含む）の整備
- ⑥ 災害救援物資の受け入れが比較的容易な場所

(2) 指定避難所に求められる条件

- ① 原則として木造家屋の密集地から離す。（延焼の危険性）
- ② 各指定避難所には給水施設の整備を推進し、被災者がその場所で受水できるようにする。
- ③ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車いす対応トイレ等の整備
- ④ 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- ⑤ 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- ⑥ 救護用資機材の整備
- ⑦ カセットコンロ等調理器具の整備、備蓄
- ⑧ 寝具等避難生活に必要な物資の備蓄
- ⑨ 男女双方の視点および性的指向・性自認に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備

2 福祉避難所の指定

町は要配慮者の避難生活を支えるものとして、福祉避難所の指定を進める。また福祉関係者等の協力を得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援を充実させるため、県と連携し必要な人員を確保する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている施設を指定するものとする。

3 避難路

避難路の選定は、平常時から地域の特性をふまえ自治会等が行い、災害時には町本部は自治会等へ収集した情報の伝達と避難行動の支援に努め、住民はその状況下で最も安全と判断する避難路を選択し、絶えず安全を確認しながら避難する。